

会 見 年 月 日	令和5年9月27日（水曜日）		
担 当 課	消防本部 総務課 消防団担当	（担当者名：澄田）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6881	（内線：5 2 1 1）	FAX：0791-45-0119

赤穂市学生消防団活動認証制度について

1. 趣 旨

消防団活動に真摯かつ継続的に取り組み、地域社会に多大なる貢献をした大学生等に対し、市がその功績を認証することにより、当該大学生等の就職活動を支援し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする「赤穂市学生消防団活動認証制度」が令和5年10月1日からスタートします！

2. 内 容

認証を希望する学生消防団員は、赤穂市消防団の消防団長に認証の推薦を依頼し、消防団長が赤穂市長に推薦します。

赤穂市長は推薦のあった学生消防団員の功績の認証の可否を審査します。審査の結果、認証することを決定した場合は、「赤穂市学生消防団活動認証状」（本人用）及び希望に応じて「赤穂市消防団活動認証証明書」（企業用）を交付します。

3. 対象者

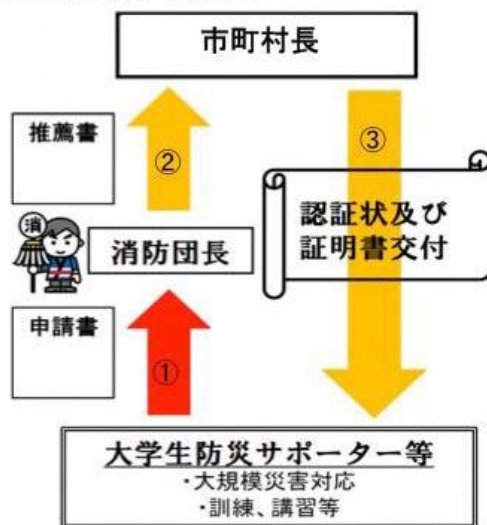
大学等に在学する18歳以上の者（卒業後3年を経過する日までの間にある者を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 大学等の在学中に本市消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者
- (2) 消防団長が、大学等の在学中における本市消防団員としての活動について、推薦に値すると認めた者

学生消防団活動認証制度

「学生消防団活動認証制度」は、消防団員として活動した学生に対し、市町村長が「学生消防団活動認証証明書」を交付するものです。この証明書は、就職活動の自己PRなどで活用できます。なお、本制度は大学や経済団体へ周知されています。

<認証手続きの流れ>



認証対象者(例)

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

【申請】

認証を希望する学生消防団員は、所属する消防団長に認証の推薦を依頼し、消防団長が市町村長に推薦します。

【審査】

市町村長は推薦のあった学生消防団員の功績の認証の可否を審査します。

【交付】

市町村長は、審査の結果、認証することを決定した場合は、「認証状」(本人用)と「認証証明書」(企業提出用)を交付します。

【企業としてのメリット】

社会貢献実績のある人材や、団体行動、規律等を身につけた人材を確保しやすくなります。消防団経験者を採用することで災害対応能力の向上が期待できます。

【学生としてのメリット】

消防団員として地域に貢献してきた実績を企業にアピールすることができます。消防団活動における功績が評価されることで、学生の意欲の向上が期待できます。